

公 告

沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例補助金交付要綱第2条及び第3条第1項により、次のとおり「宜野湾市情報通信関連商品販路開拓支援事業」地域人づくり事業(処遇改善プロセス)に係る受託事業者を公募する。

平成26年7月18日

宜野湾市長 佐喜眞 淳

「宜野湾市情報通信関連商品販路開拓支援事業」 地域人づくり事業(処遇改善プロセス) 公募要綱

1. 事業趣旨

地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大を通じて「全員参加」を可能とする環境を整備する(「雇用拡大プロセス」とともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進(「処遇改善プロセス」)することを目的としています。

2. 事業名

「宜野湾市情報通信関連商品販路開拓支援事業」地域人づくり事業(処遇改善プロセス)

3. 事業概要

小規模企業が多い本市にとって、自社製品を県外市場へ売り込む場合、他府県と比べ、島嶼県であるが故に物流コストがかさみ、経費の負担を賄いきれない並びに商品価格に転嫁せざる

を得ない等、価格競争において不利な状況がある。この事業において、自社製品を県外に売り込むための営業力のある人材の育成及び県外市場での販路開拓活動を行うことで企業の売上増加に繋げ、売上向上の一部を既存の従業員へ還元し、処遇改善を行うことを目指す。

4. 基本要件

(ア) 対象事業者

宜野湾市内に住所を有する事業者

コンソーシアムの場合、代表事業者が宜野湾市内に住所を有するものであること。

(イ) 事業期間

契約締結後から平成 27 年 8 月 31 日まで。

(ウ) 契約方法

宜野湾市と委託事業者間の業務委託契約とする。

(エ) 業者選定方法

公募型プロポーザルコンペティション方式とする。

(オ) 契約額(提案上限額)

7,042,000 円(消費税及び地方消費税含む)を上限とする。

但し、平成 26 年度上限額 3,705,000 円、平成 27 年度上限額 3,337,000 円とする。

※平成 27 年度上限額は、議会における予算成立前のため、上限額に変動が生じる場合があることを予めご理解の上、ご提案お願いします。

上記金額は、提案価格の上限額で、契約時の予定価格を示すものではない。

なお、対象事業者が提案できる上限額は、直近事業年度の売上高 10%以内とする。

コンソーシアムの場合、各構成員の直近事業年度の売上高合計 10%以内とする。

(カ) 業務内容

「宜野湾市情報通信関連商品販路開拓支援事業」地域人づくり事業(処遇改善プロセス)業務仕様書のとおりとする。

(キ) 処遇改善目標値

処遇改善目標値は、処遇改善の成果額と事業費との均衡を図ること。

なお、成果額の算出については、業務仕様書を参照すること。

(ク) 実施要領等

「緊急雇用創出事業等実施要領(厚生労働省作成)」及び「沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例補助金交付要綱(沖縄県作成)」に従うこととする。なお、「緊急雇用創出事業等実施要領」の第 4 の 13 において、「併給できない」と示す国が実施する各助成金は、別紙1「併給調整助成金一覧表」を参照すること。

(ケ) 契約保証金

契約締結の際には、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結前に市へ納付すること。

ただし、宜野湾市財務規則第 117 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

5. 公募参加資格者

(ア) 地域人づくり事業の基本要件に合致すること。

- ① 民間企業、シルバー人材センター、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等とする。

(イ) 事業所の所在地等

- ① 宜野湾市内に事業所を有する事業者。
- ② 宜野湾市内に事業所を有する事業者を代表とした、複数事業者によるコンソーシアム(ただし、代表事業者への委託)。

(ウ) 構成員の制限

次のいずれかに該当する者は、応募又は応募グループの構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 511 条の規定による特別精算開始の申立てがなされている者。
- ③ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条による破産の申立(同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 132 条又は第 133 条による破産の申立を含む)がなされている者。
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)がなされている者。
- ⑤ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。
- ⑥ 本市の指名停止措置を受けている者。
- ⑦ 既存の従業員の賃上げを目標とする場合で、所得拡大促進税制の適用を受けている者。
- ⑧ その他、市長が不適格と認める者。

6. 提出書類

(ア) 募集提案参加申込書〔様式第 1 号〕

(イ) 企画書〔事業の提案内容が確認できるもの〕

(ウ) 見積書〔様式第 2 号 事業実施に必要な経費等の内容がわかるもの〕

(エ) 返信用 82 円切手〔審査結果の通知用。切手を封筒または袋等に入れること。〕

(オ)会社概要及び事業実施体制〔様式第3号 資本金等財務内容・現在の雇用者数等が確認できるもの。事業実施体制については、事業に携わる従業員等の人数、連絡担当者等、各々の役割を分かりやすく記載すること。〕

(カ)財務諸表(写)〔直近2年分の貸借対照表及び損益計算書〕

(キ)労働保険証明〔発行3か月以内のもの 保険料納付済が確認できるもの〕

(ク)社会保険料納入確認書〔発行3か月以内のもの 保険料納付済が確認できるもの〕

(ケ)商業登記簿謄本〔発行3か月以内のもの〕

(コ)市税完納証明書〔発行3か月以内のもの〕

(サ)定款

*コンソーシアムの場合は、(オ)～(サ)までを構成員全社分を提出して下さい。

7. 見積書に関する留意事項

「6. 提出書類」の(ウ)見積書の作成時には、別添仕様書「6. 事業対象経費」を参照すること。

8. 提案方法

(ア)公募期間

平成26年7月18日(金)～平成26年8月7日(木)

(イ)提出期限

平成26年8月7日(木)午後5時必着(郵送の場合も同様とする。)

「6. 提出書類」一式を正本1部(法人印押印)、副本10部提出のこと。正副ともホッチキス止めはせず、クリップ止めとすること。メールによる提出は受け付けないものとする。なお、企画書は両面印刷をせず、30枚程度までとする。

(ウ)提出窓口

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 市民経済部 雇用・企業対策室 雇用労政係

9. 選考までの流れ

日程	実施内容
平成26年7月18日(金)	公募開始(～8月7日(木)まで)
平成26年7月18日(金)～ 平成26年7月30日(水)	質問の受付 質問方法については「12. 質問について」を参照。
平成26年8月7日(木)	企画提案書提出 締め切り
平成26年8月8日(金)～ 平成26年8月中旬頃	1. 一次選考(「5. 公募参加資格者」に適合しているか、提出書類等への問い合わせにより審査) ↓《一次選考結果を応募企業へ通知》 2. 最終選考(選定委員会によるプレゼンテーション選考)

平成 26 年 8 月下旬頃	3. 合格者、不合格者へ通知
平成 26 年 9 月 1 日(月)	契約締結、事業開始(予定)

10. 選考方法及び選考委員会について

本市事務局による一次審査(応募資格要件の適合審査)後、選定委員会による最終選考を実施。最終選考結果の合否を、書面により各応募企業へ通知(平成26年8月下旬頃予定)する。ただし、後日詳細打合せの内容等により委託予定企業に対し、必ずしも委託契約するとは限らない。

(ア)実施日時

平成 26 年 8 月中旬頃予定

一次審査により応募者としての適合が認められた者へは、後日、プレゼンテーション日時等を連絡致します。

(イ)実施場所

宜野湾市役所内

(ウ)プレゼンテーションの方法について

プレゼンテーション 10 分程度、本市選定委員の質疑 15 分程度とする(詳細は当日説明とする)。なお、プレゼンテーションの内容は一次選考に提出された提案書に基づき補足説明を行うものであり、当日の内容変更は認められない。

11. 最終選考での選考基準

(ア)会社概要

- ① 事業実施を任せるに適切な人員体制の事業者であるか。
- ② 事業実施を任せるに適切な財政規模の事業者であるか。
- ③ 事業を任せるに適切な技術・経験を有する事業者であるか。

(イ)雇用関連

- ① 緊急雇用創出事業の事業内容への理解が適切であるか。
- ② 雇用実績(定着率等)、雇用環境についての考え方が適切であるか。

(ウ)企画提案内容

- ① 企画提案内容は具体的で実現可能であるか。
- ② 地域貢献についての考え方が適切であるか。
- ③ 見積額の内訳内容は現実的で妥当であるか。

12. 質問について

本事業に関する問い合わせについては、下記メールアドレスまで連絡すること。メール以外での質問は受け付けません。

[shimin07@city.ginowan.okinawa.jp]

13. 担当者

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

市民経済部 雇用・企業対策室 雇用労政係 担当: 照屋、森岡

(様式第1号)

平成 年 月 日

宜野湾市長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 印

募集提案参加申込書

「宜野湾市情報通信関連商品販路開拓支援事業」地域人づくり事業(処遇改善プロセス)に係る
公募要綱に基づき、募集提案に参加したいので、別紙のとおり書類を添えて申し込みます。

	会社名・代表者名	所在地・担当者・連絡先
代表者	印	所在地: 担当者: 電 話: F A X:
構成員	印	所在地: 担当者: 電 話: F A X:

※単独企業で応募する場合は代表者の欄に記入してください。

※構成員が複数の場合には、適宜枠を設けて記入してください。

(様式第2号)

平成 年 月 日

宜野湾市長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 印

見 積 書

「宜野湾市情報通信関連商品販路開拓支援事業」地域人づくり事業(処遇改善プロセス)公募要綱に基づく見積書は、以下のとおりです。

業 務 名	宜野湾市情報通信関連商品販路開拓支援事業	
事業計画期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日	
処遇改善対象人数		
事業に要する経費	事業費	() 円
		() 円
		() 円
		() 円
		() 円
		①小計 円
	②消費税及び地方消費税 円	
合計(①+②) 円		

※詳細については、見積内訳書(自由様式)に記載すること。

(様式第3号)

平成 年 月 日

宜野湾市長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

会社概要及び事業実施体制

会社概要及び事業実施体制は、以下のとおりです。